

指名停止措置の概要

1. 経過等

㈱佐野緑化土木が令和 3 年度に山梨県から受注した「鳳山川河川工事」（笛吹市春日居町国府地内）において、下請業者（西田興業（甲府市住吉）：本市業者登録なし）の作業員が負傷する労働災害事故が発生したにもかかわらず甲府労働基準監督署に報告をしなかったとして、西田興業が労働安全衛生法違反の疑いで甲府労働基準監督署から甲府地方検察庁に書類送検された。

このことについて、元請業者である㈱佐野緑化土木は、被災者の雇用主である下請業者に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないような必要な指導（元方事業者の講ずべき措置等）をしていたとは認められず、また、当該事故の事実を発注者に報告しなかった。

2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

㈱佐野緑化土木

代表取締役 佐野 治一

山梨県笛吹市一宮町中尾 1646-1

(2) 指名停止期間

令和 5 年 3 月 8 日～令和 5 年 4 月 7 日

3. 指名停止措置理由

元請業者であるにもかかわらず、下請業者に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないような必要な指導、また、当該事故の事実を発注者に報告しなかったことは「不誠実な行為」に当たると認められる。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第 2 第 18 号の措置要件に該当する。

《参照：別表第 2》（抜粋）

措置要件	期間
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>18 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負（委託）契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>